

環境森林部公共事業事後評価実施要綱

令和3年4月1日
環境森林部自然環境課

(目的)

第1条 この要綱は、環境森林部が実施する公共事業（以下「事業」という。）が完了した箇所の評価（以下「事後評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、県が実施する事業の評価手法の見直し等に反映するとともに、事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の一層の向上を図り、もって県が実施する公共事業の適正な執行を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 事後評価の対象とする公共事業（以下「対象事業」という。）は、農林水産省が所管する補助事業等又はこれに類する県単独事業で県が事業主体となって実施したもののうち、全体事業費が基準額以上であり、かつ、事業完了後一定期間が経過するなど、環境森林部長（以下「部長」という。）が別に定める基準に該当する事業とする。

2 前項の事後評価は、事業完了後一定期間が経過した年の年度末までに実施するものとする。

(評価の視点)

第3条 事後評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

- (1) 事業の効果の発現状況等
- (2) 事業による環境の変化や環境の保全
- (3) 施設の維持管理状況
- (4) 今後の課題等
- (5) 総合評価・再度評価の必要性

(評価の実施)

第4条 部長は、公共事業審査会（環境森林部公共事業審査会設置要綱（平成16年11月16日環境森林部自然環境課定め）により設置されたものをいう。以下「審査会」という。）において審査を行うものとする。

2 全体事業費が20億円以上の事業のうち審査会が第三者の意見を求めることが必要と認めた事業について、宮崎県公共事業評価委員会（宮崎県公共事業評価委員会設置要領（平成10年11月30日土木部技術検査課定め）により設置されたものをいう。以下「評価委員会」という。）に諮問するものとする。

- 3 評価委員会は、前項の規定により諮問された対象事業の事後評価の結果について、審議を行い、部長に意見の具申を行うものとする。
- 4 部長は、評価委員会から前項の意見の具申があった場合には、これを尊重するものとする。

(事後評価に基づく対応)

- 第5条 部長は、事後評価を実施したときは、その結果に基づき、同種事業の計画・調査のあり方及び事業評価手法の改善について必要な対応を図るものとする。
- 2 前条第1項の審査及び同条第3項の審議の結果、別に定める要件に該当すると部長が判断する場合は、再度、事後評価を行うものとする。
 - 3 前項の事後評価の実施時期は、部長がこれを定めるものとする。

(事後評価の結果の公表)

第6条 事後評価の結果は、公表するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事後評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 環境森林部公共事業事後評価試行要綱(平成23年4月1日環境森林部自然環境課定め)は廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。